

2021年（令和3年）10月29日

保護者の皆様

福山市保健福祉局ネウボラ推進部  
保 育 指 導 課  
施 設 指 導 担 当 課 長

### 放課後児童クラブにおける感染拡大防止の対応について

市立学校においては、感染拡大防止の徹底のため、「同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合も登校しない」運用を継続しておりましたが、本市の感染状況を鑑みて、11月1日以降については、「本人に発熱等の風邪症状がある場合にのみ、自宅で休養すること」に変更となります。

については、放課後児童クラブも、学校と同様の対応といたしますので、引き続きの御理解と御協力をお願いします。

#### 【放課後児童クラブ利用時のお願い】

- ア 児童が学校に持参する「健康観察カード」を、クラブの来会時にお見せください。「健康観察カード」がない場合は、クラブを利用する日の朝、登校前に「放課後児童クラブ健康観察カード」に記録し、クラブ利用時にお見せください。
- イ 児童本人に発熱等の風邪症状がみられる場合は自宅で休養し、クラブの利用は控えてください。（利用料の減免対象にはなりません。）
- ウ 身近な方に感染者や濃厚接触者が発生した場合は、利用されているクラブに連絡してください。

問合せ先	保育指導課 児童クラブ担当	電話	084-928-1114
------	---------------	----	--------------